学校法人桑沢学園 コンプライアンス推進規程

（目的）
第　１条　この規程は、学校法人桑沢学園（以下「学園」という。）におけるコンプライアンスの推進に関し必要な事項を定めるとともに、学園に関係するすべての者がコンプライアンスを推進することにより、学園とその設置する学校（以下「学園等」という。）に対する社会的信頼の維持に資することを目的とし、あわせて、学園内部における公益通報に適切に対応するために必要な体制を整備するものである。

（定義）
第　２条　この規程においてコンプライアンスとは、役員、評議員、教育職員、事務職員その他学園が雇用する者（以下「役員等」という。）が法令及び学園等が定める諸規程を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、教育研究に携わる者として、高い倫理観と責任感をもって行動することをいう。
２　前項の「法令」には、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達及び実施基準、ガイドラインを含む。また、「規程」には、基本方針、規則、規程、細則、要綱、倫理綱領及びマニュアルその他の名称を問わず、学園等が文章により定めた規範を含む。
３　この規程において八王子キャンパスとは「学校法人桑沢学園 寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第２条に定める東京造形大学の所在地をいい、渋谷キャンパスとは「専門学校桑沢デザイン研究所 学則」第３条に定める専門学校桑沢デザイン研究所の所在地をいう。また、この規程における役員等・学生の身分は、それぞれが所属するキャンパスにおけるものを指す。

（他の規程等との関係）
第　３条　この規程の定めにかかわらず、他の規程等においてコンプライアンスに関し、別段の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

（理事長の責務）
第　４条　理事長は、学園等の各組織においてコンプライアンスの推進が図られるよう、役員等に対し啓発、研修を実施するとともに、コンプライアンスの推進のための体制を整備し、その他必要な措置を講じなければならない。

（理事等の責務）
第　５条　学園等の理事、学長、副学長、学部長、研究科長、所長、教務主事、事務局長、事務部長は、それぞれ掌理する部門においてコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

（役員等の責務）
第　６条　役員等は、コンプライアンスの重要性を認識し、高い倫理観を持って職務の遂行に努めなければならない。
２　役員等は、職務の遂行にあたって、学生その他の学園等関係者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るように努めるものとする。

（最高責任者）
第　７条　学園等のコンプライアンス推進における最高責任者は、理事長とする。

（コンプライアンス推進責任者）
第　８条　学園等におけるコンプライアンスの推進を図るため、次の各号に掲げる者をコンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）とする。
（１）東京造形大学学長
（２）専門学校桑沢デザイン研究所所長
２　推進責任者は、次の各号に掲げる組織を管理・監督し、コンプライアンスを推進するとともに、その違反を防止するための措置を講じなければならない。
（１）前項第１号推進責任者は八王子キャンパスを主たる所属とする者を管理・監督する。
（２）前項第２号推進責任者は渋谷キャンパスを主たる所属とする者を管理・監督する。
３　推進責任者は、コンプライアンスに関する違反を防止する観点から、役員等に対しコンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な措置を講じるものとする。

（法務課の設置等）
第　９条　学園等のコンプライアンスの推進状況を管理するため、法務課を置く。

（法務課の職務権限）
第１０条　法務課は、次の各号に定める職務を行う。
（１）学園等のコンプライアンスの状況に関する情報を収集し把握すること
（２）コンプライアンスに関わる事案について、調査及び処理の手続きを行うこと
（３）コンプライアンス委員会が、コンプライアンス上の問題を認めた行為につき該当する組織に対して改善を求めること
（４）コンプライアンスに反する行為の発生を未然に防止するために必要な措置を講じること
（５）コンプライアンスに関する相談を受けること
（６）その他理事長が特に命じる事項

（コンプライアンス委員会の設置等）
第１１条　推進責任者の下に、八王子キャンパス及び渋谷キャンパスそれぞれにコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の各号に定める業務を行う。
（１）コンプライアンスの推進にかかる重要な方針の策定及びその変更を推進責任者に提案すること
（２）コンプライアンスの推進のための啓発、研修を企画し実施すること
（３）コンプライアンスの推進方針に反する事例について、再発防止策を策定するよう推進責任者に提案すること
（４）推進責任者の諮問を受けて、重大な法令違反、規程違反又は契約違反の行為に係る是正措置を答申すること
（５）コンプライアンスの推進に関する取り組みを公表すること
（６）その他、学園等のコンプライアンスの推進に必要と認める事項

（コンプライアンス委員会の構成）
第１２条　八王子キャンパスにおける委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
（１）推進責任者が指名する者　　3名以上5名以内
（２）東京造形大学事務局長
（３）経営管理センター長
（４）法務課長
２　渋谷キャンパスにおける委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
（１）推進責任者が指名する者　　2名以上4名以内
（２）専門学校桑沢デザイン研究所事務局長
（３）経営管理センター長
（４）法務課長
３　八王子キャンパス及び渋谷キャンパスの委員会委員長（以下「委員長」という。）は、本条第１項及び本条第２項に定める各号の委員より推進責任者が指名する。
４　委員長は、委員より副委員長1名を指名する。副委員長は委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき又は通報の対象となった者（以下「通報対象者」という。）が委員長であるときは、その職務を代理して行う。
５　第１項１号及び第２項第１号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、推進責任者の交代があった場合、新たな推進責任者は、従前の指名に関わらず新たな委員を指名し直すことができ、新たな委員が指名されたときは、従前の委員は退任する。
６　第１項１号及び第２項第１号の委員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
７　第１項第２号から第４号に定める委員及び第２項第２号から第４号に定める委員の任期は、当該職の在任期間とする。

（内部監査）
第１３条　理事長は、コンプライアンスに関し、必要に応じて内部監査担当に指示し、学園の組織の全体又は一部に監査を実施するものとする。
２　推進責任者は、前項の内部監査の結果に基づき、違反の防止に努めなければならない。

（通報）
第１４条　次に掲げる者は、役員等がコンプライアンスに違反し又は違反するおそれのある事実（以下「コ

ンプライアンス事案」という。）を把握したときは、その旨を別表１に掲げる通報窓口に通報することができる。

（１）役員等
（２）学生（学園の設置する学校に在学する者に限る）
（３）学生の保証人
（４）学園と直接的な雇用関係にないが、学園の業務に従事する者
（５）学園と取引のある企業等
（６）当該通報の日前1年以内に第１号から第５号までのいずれかに該当していた者

２　前項の通報を受けた者は、委員長に報告しなければならない。ただし、前項の通報の内容が、学園等の「ハラスメント防止等に関する規程」に定めるハラスメントに関する場合、通報窓口がとるそれ以降の手続きについては当該規程に定めるところによる。

３　前項本文の通報を受けた委員長は、当該事実が重大な違反にあたると判断したときは、ただちに推進責任者に報告しなければならず、報告を受けた推進責任者は、ただちに最高責任者に報告しなければならない。

４　第１項の通報の通報対象者が役員・評議員であるときは、第１項の通報を受けた者は、第２項・第３項の規定にかかわらず、ただちに経営管理センター長に通報の内容を報告し、経営管理センター長はただちに理事長に報告しなければならない。ただし、通報対象者に理事長が含まれる場合には、経営管理センター長はただちに寄附行為第７条第１項第１号に定める理事（複数の場合にはそのうち通報対象者ではない者全員）に報告しなければならず、報告を受けた理事は、協議のうえ、当該通報に係る当該通報に係る理事長の処遇が確定し次の最高責任者が決定するまで最高責任者の代理の職務を行わせる理事を選出するものとする。さらに、通報対象者に寄附行為第７条第１項第１号に定める理事全員も含まれる場合には、経営管理センター長はただちに理事長及び寄附行為第７条第１項第１号に定める理事以外の全理事に報告しなければならず、報告を受けた理事は、協議のうえ、当該通報に係る理事長の処遇が確定し次の最高責任者が決定するまで最高責任者の代理の職務を行わせる理事を選出するものとする。

５　第１項の通報を受けた者及び委員長は、コンプライアンス推進の目的のため、関係する部署・委員会等と情報を共有しつつ、適切に連携を図るものとする。

（通報に対応する業務の従事者）

第１５条　学園において、通報に対応する業務に従事し、かつ、通報者を特定する情報を伝達される者（以下「従事者」といい、公益通報者保護法第１１条の「公益通報対応業務従事者」を兼ねるものとみなす。）を、次の各号のとおり定める。ただし、次の各号に該当する者が、通報対象者である場合は、この限りでない。

（１）通報窓口の職員（実際に通報を受け付けた窓口の職員に限る）、法務課長
（２）コンプライアンス委員会の委員
（３）法人事務部長、経営管理センター長、東京造形大学事務局長、専門学校桑沢デザイン研究所事務局長
（４）理事長、学長、所長
（５）その他、通報に対応する業務に従事し、かつ、通報者を特定する情報を伝達される者として学園が指定した者

２　通報窓口の担当以外の者が通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は通報者に対し通報窓口に通報するよう助言しなければならない。

３　従事者は、自らが関係するコンプライアンス事案の処理に関与してはならない。

（通報者の責務）

第１６条　第１４条の通報を行う者（以下「通報者」という。）は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報を行うものとし、誹謗中傷その他不正の目的で行ってはならない。

２　第１４条の通報は、原則として、自らの氏名及び連絡先等を明らかにしたうえで、所定のコンプライアンスに関する申立書を別表１に定める通報窓口に提出のうえ、電子メール又は面談の方法により行うものとする。ただし、コンプライアンス事案を明らかに確認できる資料がある場合、匿名により通報を行うことを妨げない。

（事前協議）

第１７条　委員長は、第１４条第２項の通報を受けた日から起算して原則として7日以内に、副委員長のほか、第１２条第１項若しくは第２項に定める委員の中から委員長が必要と認めた者又は委員全員と、通報のあったコンプライアンス事案への対応について事前協議する。なお、委員長が必要と認める場

合、委員以外の教職員を参加させることを妨げない。
2　委員長は、第１４条第２項の通報によるもの以外に協議が必要であると判断した場合には、前項と同様に事前協議を行うことができる。
3　委員長は、第１項又は第２項に定める事前協議の結果、コンプライアンス事案について、必要に応じて、早急な適正状態への回復措置を講じることができる。
4　委員長は、第１項又は第２項に定める事前協議の結果、通報の内容についてコンプライアンス事案に該当しないことが明らかであると判断した場合、第１９条に定める調査の要否を検討するまでもなく通報への対応を終了することができる。ただし、この場合、委員長は予め委員全員の同意を得なければならない。
5　委員長は、事前協議した内容の概要を、必要に応じて、通報者に通知することができる。

（緊急調査の手続き）
第１８条　委員長は、前条に定める事前協議における検討を行うため、必要に応じて、委員長が必要と判断した者とともに、通報内容の事実関係についての緊急調査を実施することができる。
2　委員長は、前項の緊急調査にあたって、役員等及び学生のほか、委員長が必要と判断する者に協力を求め、通報内容の関係資料等（他の規程等で守秘義務が規定されている資料を含む。ただし、必要性の高い調査を実施する場合に限る。）の確認やヒアリングを行うことができる。

（役員等に係る調査及び措置）
第１９条　第１４条第２項に係る通報を受けた委員長が第１７条に定める事前協議により通報事実について第三者による調査が必要と判断した場合又は第１７条第２項に定める事前協議により委員長が第三者による調査が必要と判断した場合、委員長は推進責任者に報告のうえ、事実関係の調査を専門家で構成される第三者機関に委任することができる。
2　委員長は、前項に定める調査の必要性を公正かつ誠実に検討するものとし、調査を不要と判断する場合には、自身の所属するキャンパスの委員全員と推進責任者の同意を得なければならない。なお、調査を不要とした場合であっても、推進責任者の具申により最高責任者が必要と認める場合には、「学校法人桑沢学園 職員賞罰規程」（以下「職員賞罰規程」という。）に基づく懲戒の手続きに移行させることができる。
3　第１項に定める第三者機関による調査（以下「第三者調査」という。）については、次の各号の通りとする。
（１）調査の委任を受けた第三者機関は、原則として男性・女性それぞれ1名以上を含めた2名以上5名以内のメンバーでチーム（以下「調査チーム」という。）を構成するものとする。
（２）調査チームは、委員長からの調査の委任を受けた日から起算して原則として90日以内に調査結果をまとめ、委員長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期限内に調査結果を提出できない場合、調査チームは委員長に中間報告書を提出し、調査について指示を受けるものとする。
4　通報者ならびに役員等及び学生は、調査チームに協力を求められたときは、当該調査に誠意をもって協力しなければならない。正当な理由なく調査チームによる調査に協力しない場合や、調査チームによる公正中立な判断を意図的に妨害する場合、調査チームの指示に従わない場合など、適正な調査活動の継続を困難にする行為があったものと調査チームが認めたときには、調査チームの判断においてそれ以上の調査を打ち切ることができる。
5　委員会は、調査チームの調査結果に基づき、推進責任者に対して調査結果の報告、再発防止策及び懲戒処分が相当と判断する場合は懲戒処分の内容の提案を行うものとする。
6　推進責任者は、調査チームの調査結果に基づき、最高責任者に対して調査結果を報告するとともに再発防止策及び懲戒処分が相当と判断する場合は懲戒処分の内容の具申等、適切な措置を講ずるものとする。
7　最高責任者は、調査結果により必要と認める場合には、職員賞罰規程にもとづき懲戒の手続に移行させる。
8　最高責任者は、第６項の報告又は具申等を受けたときは、適正な状態に回復させるための必要な措置を講じなければならない。また、当該措置の内容が公益通報者保護法第２条第３項に定める通報対象事実に関するものである場合には、当該措置を講じた後に、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。
9　意図的に虚偽の通報や証言を行ったことが判明した場合、調査チームはその事実関係についても調査の対象とし、その調査結果を委員長に提出する。その後の手続きは第５項から第８項までの定めに準じる。
１０　第１７条第２項に定める事前協議により、委員長が第三者調査を必要と判断して行われた調査に

おいて、意図的に虚偽の通報や証言を行ったことが判明した場合についても、前項と同様とする。

（学生に係る調査及び措置）

第２０条　学生が、法令及び学園等が定める諸規程に違反した場合やその疑いがある場合、原則として当該学生が在学するキャンパスの学生生活の指導を所管する委員会（以下「学生委員会等」という。）が調査を実施し、その結果に基づき必要な教育的指導を行うものとする。

２　前項の調査結果により、懲戒の対象となりうる行為があると認めた場合の手続きについては別に定める。

（最高責任者が設置する調査委員会）

第２１条　最高責任者は、第１７条から第２０条の規定にかかわらず、学園職員や専門家からなる調査委員会をみずから設置し、コンプライアンス事案の事実調査をすることができる。

２　最高責任者は、調査結果により必要と認める場合には、職員賞罰規程にもとづき懲戒の手続に移行させる。

（不利益取扱い等の禁止）

第２２条　推進責任者は、本規程に基づく対応にあたって、次の各号に掲げる事項について十分に配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

（１）正当な目的と相当の理由による通報（公益通報者保護法第２条第１項に定める公益通報を含む）を行った者又は調査に正当に協力した者（以下「通報者等」という。）が、解雇その他の不利益な取扱いを受けないようにすること

（２）当事者及び関係者の名誉と人権を十分に尊重し、プライバシー等が不当に侵害されないようにすること

（３）調査の客観性及び公正性を確保すること

２　前項第１号につき、推進責任者が不利益な取扱いを受けていないかを把握する措置をとり、不利益な取扱いを把握した場合には、適切な救済・回復の措置をとる。また、不利益な取扱いが行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。

（秘密保持）

第２３条　従事者を含め、本規程に定める業務に関与した者は、業務上知り得た内容について、在任中のみならず退任後も漏洩してはならず、漏洩が行われた場合には、推進責任者は適切な救済・回復の措置をとる。

２　役員等は、通報者等を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者等を探索してはならない。

（通報者への通知）

第２４条　第１４条の通報の内容が、公益通報者保護法第２条第３項に定める通報対象事実に関するものであった場合、当該通報に係る通報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該通報を行った者に対し、速やかに通知する。

２　第１４条の通報の内容が、公益通報者保護法第２条第３項に定める通報対象事実に関するもの以外の場合は、委員会は、必要かつ適正と判断した範囲において、当該通報に関する委員会の判断や措置の内容を通報者に通知することができる。

（通報への対応に関する記録の作成・保管等）

第２５条　法務課は、通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて通報対応体制の改善を最高責任者に提案する。

２　法務課は、第１４条の通報への委員会の対応に関する記録を、10年間法務課にて保管する。ただし、令和7年4月1日以前の通報に関する記録についてはこの限りではない。

３　学園は、通報受付窓口に寄せられた公益通報者保護法第２条第１項に定める公益通報に関する運用実績の概要につき、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、労働者等及び役員に開示する。

（その他）

第２６条　この規程に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、最高責任者が決定

する。

（所管）
第２７条　この規程に係る事務は、法務課が所管する。

（改廃）
第２８条　この規程の改廃は、コンプライアンス委員会の意見を聴いて、理事長が行う。

附則
1　この規程は、令和 2年 4月 1日から制定・施行する。
2　この規程は、令和 3年 2月 1日から改正・施行する。
3　この規程は、令和 4年 4月 1日から改正・施行する。
4　この規程は、令和 5年 4月 1日から改正・施行する。
5　この規程は、令和 7年4月1日から改正・施行する。この規程の改正に伴い、「学校法人桑沢学園 公益通報に関する規程」は廃止する。
6　この規程は、2026年10月5日から改正・施行する。

別表1

通報者	通報窓口
役員等	自身が所属するキャンパスのコンプライアンス委員　又は　コンプライアンス内部通報窓口（法務課）
学生（学園の設置する学校に在学する者に限る）	自身が在学するキャンパスの学生生活に関する業務を所管する部署　又は　コンプライアンス内部通報窓口（法務課）
学生の保証人	学生が在学するキャンパスの学生生活に関する業務を所管する部署　又は　コンプライアンス内部通報窓口（法務課）
学園と直接的な雇用関係にないが、学園の業務に従事する者	学園がウェブサイトなどで公表しているコンプライアンス外部通報窓口
学園と取引のある企業等	学園がウェブサイトなどで公表しているコンプライアンス外部通報窓口
当該通報の日前1年以内に本条第１号から第５号までに該当していた者	学園がウェブサイトなどで公表しているコンプライアンス外部通報窓口